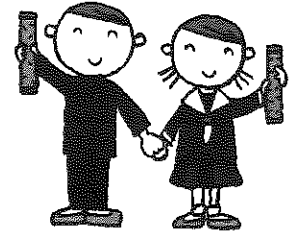




2月16日から18日にかけて建交労学童保育部会の拡大幹事会・全国学童保



育研究会が伊豆の国市で開かれました。全国から約60人が参集しました。今回は静岡が実行委員で、夜の交流会の司会や、書類の仕分け、会計などを担当しました。事務局長の田村さんから、参加された皆さんの感想はよい研究会だったと好評でした。との連絡がありました。静岡の組合員の皆さんご苦勞様でした。

## 建交労全国学童保育研究会に参加して

初めて研究会に参加しました。学童保育に思いを寄せる皆さんが、多数おられること、そして私もその中の一人になれたことで、うれしさと共に気持ちが引き締まる思いでした。

情勢報告、スウェーデン視察の映像報告があり、その後4分科会に分かれました。わたしは、A「保育カンファレンス」の会場係りとして参加しました。保育実践レポート「A君とはなすには」に基づきA君の気持ちになって参加者一人ひとりが意見を言い合いました。子どもの気になる言動もみんなで考えると早く気がつくとの事。心構えとして①先入観にとらわれない。②批判する場ではない。③A君の立場に立って。参加者の意見が出るにつれA君の姿がいろんな角度から見えて深まっていきました。このようなカンファレンスは、初めてでした。とても参考になりました。参加させていただきありがとうございました。 加藤いく子



立嶋部会長の報告

## 建交労3・7中央行動 学童保育指導員の賃金を上げろ！

建交労は「共同の力を広げて安倍政権を阻止しよう、賃金闘争と結合した組織建設を推進しよう」のスローガンを掲げ、安倍内閣の暴走をストップし、国民本位の政治に転換する国民的共同を広げて2018年春闘をたたかっています。そのための全国決起の場として、全国から組合員の代表が参加し集会、デモなどの行動を展開しまし

た。業種部会・県本部の決意表明では学童保育部会は立嶋部会長が、6日に厚生労働省交渉を行ったこと、処遇改善事業が全国で300自治体しか申請していないことなどを発言しました。集会後、学童保育部会は国会議員要請に取り組みました。

## 知って使おう 働く仲間の権利



労働条件は？

### 労働基準法 第15条 労働条件の明示

「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなめなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の命令で定める事項については、命令で定める方法により明示しなければならない。以下省略」

契約により権利と義務をあらかじめはっきりさせておくという意識の弱いわが国では、戦前には予期に反したひどい労働条件で働かされることが多くおこりました。労働者が労働条件を知らされないまま雇用されることがないように、使用者に労働条件を明示する義務を課して、労使関係の近代化をはかりました。